

令和 4 年第 7 回与論町議会臨時会

# 会 議 録

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

与 論 町 議 会

# 令和４年第７回与論町議会臨時会会議録

令和４年１２月２６日（月）午前９時５６分開会

## １ 議事日程（第１号）

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 会期の決定

第３ 議案第８２号 光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡契約の締結について

第４ 議案第８３号 公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅３号棟改修建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について

第５ 議案第８４号 社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事（１工区 Ａ・Ｂ棟）に係る建設工事請負変更契約の締結について

第６ 議案第８５号 社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事（２工区 Ｃ・Ｄ棟）に係る建設工事請負変更契約の締結について

## ２ 出席議員（９人）

１番 南 有 隆 君

２番 原 栄 徳 君

３番 林 敏 治 君

４番 林 隆 壽 君

５番 喜 山 康 三 君

６番 福 地 元一郎 君

８番 野 口 靖 夫 君

９番 沖 野 一 雄 君

１０番 高 田 豊 繁 君

## ３ 欠席議員（１人）

欠員（０人）

## ４ 地方自治法第１２１条による出席者（４人）

町 長 山 元 宗 君

副 町 長 久 留 満 博 君

総務企画課長 町 本 和 義 君

建設課長 裾 分 望 嗣 君

## ５ 議会事務局職員出席者（２人）

事 務 局 長 町 健 司 郎 君

書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前9時56分

○  
○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和4年第7回与論町議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、4番、林 隆壽君、8番、野口靖夫君を指名します。

----- ○ -----  
日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日に決定しました。

----- ○ -----  
日程第3 議案第82号 光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡契約の締結につ  
いて

○議長（高田豊繁君） 日程第3、議案第82号 光ファイバ設備及び付属設備の譲渡契  
約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第82号、光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡契約  
の締結について、提案理由を申し上げます。

令和4年3月8日付にて、与論町と西日本電信電話株式会社との間に仮契約書（光フ  
ァイバケーブル設備及び付属設備の譲渡についての仮契約書）を締結しております。借  
り契約書第4条の譲渡日を令和5年4月1日とし、設備を譲渡する契約を行いたいこ  
とから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39  
年4月18日条例18号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたし  
ます。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 前回当初契約したときに、契約書は公表しないということを約束  
していたという話を伺ったことがあるのですが、この契約書を公表できるかできない  
か、どのようなものですか。いわゆる議会のほうにこの契約内容について他に契約書  
があるのか、それがあつたら議会に提出していただけるかということですけど。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

----- ○ -----  
休憩 午前 10 時 02 分  
再開 午前 10 時 09 分  
----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。先の令和4年3月8日付けにおきまして、光ファイバケーブルの仮契約書の締結の中身に秘密の保持というものを掲げておりまして、第12条に甲及び乙はこの契約の事項、条件及び譲渡協議に関して知りえた相手方の営業情報、技術またはその他の業務上の秘密に関する情報を相手方の書面による事前の承諾無しにこの契約を遂行する目的以外で使用してはならず、また第三者に公表し、または漏洩してはならないというふうに掲げてございます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 契約を目的に遂行するためにはということは公表できるということになっていますよね。一応議会で議決が必要なのですから議会に対してはそれは示しても良いのではないかとということです。議会が第三者、いわゆるいろいろな SNS とかで公表してはいけないということであって、基本的に議員には出すべきではないですか。出しても良いのではないですか。今お聞きした文面の内容では。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） こちらの文面には、相手方の書面による事前の承諾無しにこの契約を遂行する目的以外で使用してはならないと書いてございますので、相手方に公表して良いという書面で快諾をいただければ議会のほうには提出できると思っております。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 契約を見ないで議会に議決してくださいということを出して、それをやってくださいということ自体が普通一般社会では通用しない話ではないかなと思いますけど。それと今回の契約の内容についても同じように出した秘密保持の項目はあるのですか。今答弁されているのは前回のいわゆる当初の契約の内容ですよね。今回の契約においても同じような条項がありますか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 皆様にお渡しした契約書がございましたけれども、この中においてもこの仮契約書の中身をもって、その同様の中身とともに、あとですね、この仮契約書の中には譲渡日の日付が書いてありませんでしたので、その日付けを入れて、それが本契約という感じの内容になっておりますので、あとの中身はこの仮契約書と同じ中身となっております。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これが来年の4月1日に一応譲渡手続きを行うということで契約ということになっておりますが、それまでにいろいろ物価変動もいろいろあると思いますけど、これから金額が増えるとか、そういうことは一切無いということで理解し

て良いかということと、今後これ以上の負担は無いかということなのですがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 当初８９１０万円で金額を明示しておりますが、これ以上の金額の変動は無いものと思っております。今後のその負担につきましては、今のイントラネット事業ということで各行政機関のほうを独自で結んでいる回線がございますが、そこに対しての電柱を立ててございます。その電柱の分に関しては与論町のほうから敷地の方々に使用料をお渡しするということで年間約８万円はかかってくると思っております。

○議長（高田豊繁君） ５番、喜山康三君。

○５番（喜山康三君） 来年の４月１日以降与論町が負担する分は、町が立てた電柱分の敷地料は来年度分は与論町が払うということで理解してよろしいでしょうか。今年度までということか、逆にそれ以上負担が無いということであれば、その条項についてこれに設けるべきではないでしょうか。いかがですか。来年の４月１日以降一切この金額より増えないという条項をつけるべきではないですかいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 先ほど言いました８万円に関しては、与論町が独自で使う分の回線用の電柱なので、何本かのうちの例えば１００本は与論町が独自にイントラネットを例えば保険センターとか図書館とかに引く分の、自分達の独自の回線の電柱なのでその分は当然与論町が見るべきなので、そこにつきましてはNTTには譲渡しないということで、その部分に関しては与論町が管理していく必要があると思っております。

○議長（高田豊繁君） ５番、喜山康三君。

○５番（喜山康三君） イントラネットか何かわかりませんが、いわゆるネット通信でやっているわけだから別に与論町が独自にイントラネットのものを保持して運用する必要はないと思うのですがいかがですが。光ファイバのネット契約で済ませていいものではないのですか。８月の説明会においては町内で使われる全てのネットがこれで全て譲渡されて、公民館とやるとかそういうことでやるとか関係なしに全てNTTさんにおまかせするというので私は理解したのですが、今の話を伺うと一部は残すかっこうになるわけですね、いかがですか。イントラネット通信網の一部を。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

----- ○ -----

休憩 午前１０時１４分

再開 午前１０時２３分

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 先ほどの件についてお答えいたします。今再度確認しましたところ、そこについても全部譲渡するというので、一切かからないということでした。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 来年4月1日に、これ以上に本町へのこれに関する請求が無いということでですね、その条項が入っていなければ入れるように話し合いを進めていた  
だきたいのですがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） そのことに関しては再度協議しまして行っていきたいと  
思います。今現在におきましては確認したところ一切かからないということで口頭で  
は聞いております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） 実際使う島民に新たな負担などは無いということでよろしいです  
か。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 今までは契約を申し込む際に工事費として2万9000  
円のドロップケーブルを引くという工事費がかかっておりましたが4月1日からは直  
接光コラボレーションとかそういうサービス業者に提供しますので、その2万900  
0円の負担は無くなります。宅内配線の2万1000円だけがかかるということにな  
っております。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） 新しく書類の契約とか更新は必要無いということでよろしいでし  
ょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 1月31日までは与論町で受付を行いまして受付した分  
につきましては3月31日までに工事を終えるということになっております。2月1  
日から3月31日の分については光サービス事業者に申し込んでいただいて、申し込  
んだ分は4月1日以降に工事を行うということで電話のやり取りで済むかと思ってお  
ります。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） それではこういった工事とか新しく新規で契約する場合ですね、  
告知方法とか週報に載せるとかホームページに載せることは考えていますでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 周知分の原案は作っておりまして、議会で原案が通りま  
したらすぐにでもホームページまたは週報なりに周知していきたいと思います。今準  
備を進めているところでございます。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第82号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付  
託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第82号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第82号、光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号、光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

**日程第4 議案第83号 公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について**

○議長（高田豊繁君） 日程第4、議案第83号 公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第83号 公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。

公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修建築工事について、工事請負者 有限会社南建設 代表取締役 南 和彦と建設工事請負変更契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年4月18日条例第18号)第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 6987万6900円が約16%の値上げというか追加工事になっているのですよね、当初からきちんと設計に入ってできないものかどうか、で後で追加するというのはやはり当初の設計の甘さなのかなという感じで見てしまうのですがこれについてはどういうお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 実際中身が外壁改修と内壁改修がメインになっております。外壁改修の設計の場合は下から見て確認出来る範囲で設計を行っております。実際工事に入って足場を組んで実際施工業者が外壁のほうを確認して数量の変更になってお

ります。内壁のほうに関しては天井をばらしたり中身のほうを全部やってからの調査になりますので、設計段階では出来ない事と思っております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ある程度の下調査というのですか、それは行われてから設計はするのではないかと僕は理解するのですが、しかも金額が16%というのはかなり大きな金額ですよ、1割以上の。だからこの辺は当初の設計をするときにもうちょっとうち密にきちんとした設計をされるべきでないかと思っておりますので、その辺今後改善していただきたいなど、他の残る物もあるのですが特にそう思いますので是非こういう追加があまり無いような事業の進め方をしていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） この関連予算は確か当初に9200万円くらい計上されていましたよね、当初で。そしてまたの補正2号で1155万5000円補正して結局1億380万円くらいの予算額となったところをさらに今度はこの前の12月の7号補正で外構工事分ということで明許繰越1000万円されていますよね。そうすると結構な執行残が出てくるのですがこれは残った分は2400万円くらいですかね、執行残ということになるのでしょうか。数字的なことですけど、予算の組方と結果としての差額がちよっと大きい気がするのですが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 瀬良座住宅の改修工事として計上させていただいております。その中に機械設備工事と電気設備工事も含まれておりますので、その2000万円の中には機械工事と電気工事の設備工事の分も含まれております。執行残のほうは少ないと思っております。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 機械設備とかそういった設備関係はもう済んでいるということですかね、それか今からということですか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 今こちらのほうにしているのは5000万円超えて議会案件になっている物件だけでして中身のほうは一緒に機械設備工事も電気設備工事も同時発注をしております。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第83号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第83号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第83号、公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号、公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

**日程第5 議案第84号 社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事(1工区 A・B棟)に係る建設工事請負変更契約の締結について**

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議案第84号 社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事(1工区 A・B棟)に係る建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案84号 社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事(1工区 A・B棟)に係る建設工事請負変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事(1工区 A・B棟)について、工事請負者 株式会社阿野建設 代表取締役 阿野和郎と建設工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年4月18日条例第18号)。第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 議案第84号が1工区A・B棟でこの部屋の大きさと、議案第85号の2工区のC・Dとは部屋の大きさは同じなのかお聞きしたいです。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 全て同じ大きさです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 同じ大きさでも金額が違いますよね、25万6000円阿野建設のほうが高いのですが、細かい事で申し訳ないのですがこの理由はなんですか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。最初のほうにプロパン庫工事と量水器設置工事、浄化槽ブローア置場工事は外構工事に含まれておりまして、それで発注しております。どうしても建物を建てる際にはこちらの三つの施設が無いとちょっと完成出来ないものですからこちらのほうを阿野建設さんの1工区に追加しており、その分が増えているということです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 前の質問と似たような質問なのですが、出来ればこういうのも当初できちんとした設計の段階で組み込まれる、新築だから割かし簡単ではないですか。なので是非こういう変更が無いように緻密な設計をお願いしておきます。議案第85号も同じですのでよろしくお願いします。以上です。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 御指摘ありがとうございます。自分たちも一生懸命設計書を見ながらチェックしているつもりなのですが、今回の一番大きい変更理由として屋根及び樋工事、要は屋根材がですね当初見ていたよりも物価の高騰によって倍近く上がってしまいまして、そちらの変更が一番大きな変更となっております。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第84号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第84号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第84号、社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事（1工区 A・B棟）に係る建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号、社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事（1工区 A・B棟）に係る建設工事請負変更契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第6 議案第85号 社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事（2工区 C・D棟）に係る建設工事請負変更契約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第85号 社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事（2工区 C・D棟）に係る建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第85号 社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事（2工区 C・D棟）に係る建設工事請負変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事（2工区 C・D棟）について、工事

請負者 株式会社浦口建設 代表取締役 浦口昭和と建設工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年4月18日条例第18号)第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 叶住宅新築工事は令和3年度からの繰越事業ということで理解しているのですが、先ほど議決された第84号議案と今の第85号議案の二つの工事をトータルすると1億467万円の事業になるわけですね、明許繰越予算としては残り6825万9000円ですかね、残りは全て電気設備とか機械設備とかそういった議会の議決を要しないような細々したのがあってこれも同時発注でされるというような理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 沖野議員の言われるとおりに4000万円くらいで、機械設備工事、その残りが電気設備工事の発注になっております。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第85号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第85号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第85号、社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事(2工区C・D棟)に係る建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号、社会資本整備総合交付金事業 叶住宅新築工事(2工区C・D棟)に係る建設工事請負変更契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第7回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前 1 0 時 4 3 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長      高田豊繁

与論町議会議員      林 隆壽

与論町議会議員      野口靖夫